資料１－１１

４消安第６６５６号
令和５年３月８日

食品安全委員会
委員長　山本　茂貴　殿

農林水産大臣　野村　哲郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第１項第８号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第14条第１項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の製造販売の承認をすること。

ブロフラニリドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（リブケアFL）

承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

１　ブロフラニリドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（リブケアFL）

（１）主剤

ブロフラニリド

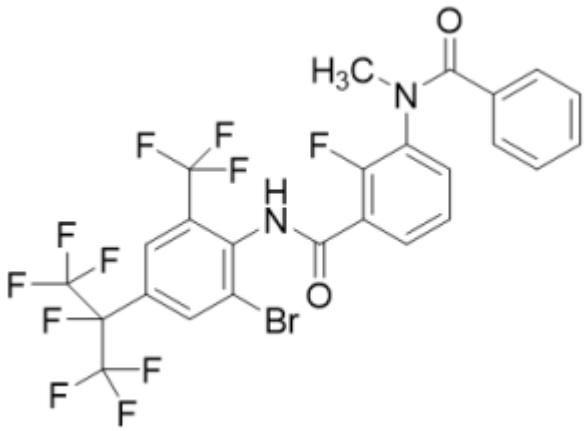

ブロフラニリドの構造式

（２）対象動物

鶏

（３）効能・効果

鶏舎内のワクモの駆除

（４）用法・用量

鶏舎内のワクモが生息する場所に、ブロフラニリドとして 0.025 w/v%（製剤として200倍）となる水希釈液を、ケージ底面積１㎡ あたり400 mL を噴霧する。

休薬期間 ：本剤を噴霧後、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。

鶏 ：７日間

２　評価要請根拠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第14条第１項の規定による上記動物用医薬品の製造販売承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第１項第８号）